



市民の声を市政に反映

# 杉森ひろゆき

市議会議員ニュース

杉森弘之後援会広報委員会発行  
**814号** 2020年7月14日  
 〒300-1235 牛久市刈谷町1-41-8  
 Tel・Fax：870-0335  
 携帯：090-5587-7693  
 Mail：sugimori@max.hi-ho.ne.jp

## コロナ禍の小中学校教育 B

# 給食費の負担軽減

### 6月定例会一般質問 ②-B

杉森議員は6月8日、牛久市議会6月定例会で、新型コロナウイルス感染症対策について、①医療関係、②小中学校教育、③生活と事業継続、④市民の精神的・身体的健康、の面から一般質問しました。今号では②のBを掲載します。

## 他市でも積極的に軽減

【杉森議員の質問】給食が止まる中で、子どもの食に対する支援態勢の強化が求められました。つくば市では「食の支援」として、休校で給食がなくなり、食事を取ることが難しい小中学生を対象に、平日の毎日、お弁当を配布しまし

た。つくばみらい市は、学校休校中の給食の代替措置として、低所得世帯の子ども1人につき5千円の「子育て世帯臨時応援金」を給付しました。土浦市では、就学援助受給者への支援として、休校中の給食費分を支給しました。牛久市でも今回の補正予算で、準要保護世帯に対し同様の援助策が用意されているようです。

土浦市は、学校を再開してから、6月・7月の給食費を無料化するそうです。古河市は6月から4ヶ月無料とのこと。

## 就学援助の範囲を超えて

牛久市も本日より給食を再開しましたが、コロナ禍で痛めつけられた多くの家庭に対し、毎月約4,500円という給食費の負担軽減について、検討すべきではないでしょうか。就学援助受給者だけでなく、これまで援助を受けていない多くの家庭が、例えば自営業では大幅な売上減や休廃業に苦しみ、多くのパート・アルバイトの方が解雇あるいは無給休業、大幅減収に



「和食の日」の給食 市HPより

苦しんでいます。逆に長期休校で食費もかさんでいます。子育て世帯全体を応援することが必要ではないでしょうか。3ヶ月間ほど給食費を無償化するなど真剣に取り組むべきと考えますが、市の見解を聞きます。

## 就学援助制度の基準で?

【教育部長の答弁】給食費の支援策については、市としては経済的困窮世帯を対象にセーフティネットとして就学援助制度の中で給食費の無償化を行っています。

就学援助制度の認定にあたっては、今回の新型コロナウイルス感染防止対策によって収入が激減した世帯からご相談があった場合には、前年度所得での認定にこだわらず直近の状況を給与明細等何らかの書類で可能な限り確認し認定する方針で、保護者の皆様宛て通知したところです。

(注) 現在の問題は、前年度所得での認定にこだわるかどうかではなく、就学援助制度の所得水準にこだわるかどうかです。

現在の困窮は、就学援助制度の所得水準を超えた多数の市民の間でも、解雇、無給休業、大幅減収等で、困窮が広がっていることに特徴があるのです。

## 再審法の改正を求める請願を採択

# 検察手持ちの証拠の全面開示 検察による不服申立の禁止

## えん罪被害者の一刻も早い救済を

6月定例会では「国に対し、『刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書』の提出を求める請願」が提案され、全会一致で採択されました。杉森議員は以下の賛成討論を行いました。

### 日本はえん罪が多い

『日本はえん罪が多い』人権無視の司法制度後進国との指摘があります。確かに、取り調べの可視化が遅れており、無理やり自白を強要されている場合も少なくありません。

今回の請願にある、再審における検察手持ちの証拠の全面開示と、再審開始決定に対する検察不服申立の禁止は、日本の司法制度の大きな課題となっています。

### 不当逮捕から57年も

私も支援している再審請求の運動がありますが、すでに不当逮捕から57年目を迎え、42年以上も事実調べさえされていません。検察は証拠の全面開示をしようとせず、検察側の引き延ばしと裁判所の優柔不断によって、第三次再審請求も14年たってしまいました。

日本弁護士連合会も昨年10月に、冤罪被害者を一刻も早く救済するため、これらの2項目の早期実現を求める決議を上げました。

### 再審規定は戦前のまま

刑事訴訟法の再審規定いわゆる再審法は、わずか19条の条文しかなく、戦後の民主改革でも、上訴以降の規定については改正が及ばず、再審手続に関する規定は、「不利益再審」を廃止したほかは、そのまま残ったといえます。



冤罪で20代を刑務所で失った女性、再審へ…警察、無実認識し有罪供述誘導か

### 諸外国では証拠開示が常識

諸外国においては、我が国の再審請求手続に相当する手続で、捜査機関が作成又は入手した証拠を閲覧する手段が保障されています。

### 海外では検察の上訴認めず

また、再審の目的は、もっぱらえん罪被害者を救済することであり、無実を訴える者の人権保障のために「のみ」存在する制度です。長い年月をかけて再審開始決定を得ても、それに対する検察官の不服申立てが許容されれば、再審開始要件の高いハードルを一度越えた請求人に対して、更にハードルを課すことになってしまいます。これでは、えん罪被害者の速やかな救済は期待できません。そのため、海外では、英米法の国々では再審だけでなく通常審においても検察官による上訴を認めていません。フランスでも再審・再審請求に不服申立はできません。ドイツでも1964年に再審開始決定に対する検察官の即時抗告は明文で禁止されたそうです。

### 「司法制度後進国」から脱却

えん罪被害者を一刻も早く救済するために、そして、「司法制度後進国」から脱却するためにも、証拠の全面開示と、検察官による不服申立を禁止する、再審法の改正は必要不可欠です。